２０１６年１０月２４日発行

村尾光子の

下野市議会報告

（しもつけ）

（第44号）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成28年第3回定例会(9月1日～23日)の報告です。第1回臨時会(7月20日)もありました。

～もくじ～
◆H27年度会計決算状況…………………… P2
◆空家等対策協議会設置…………………… 4
◆資源ごみ持ち去り禁止、違反者には罰金……… 4
◆ H28年度一般会計補正予算……………… 4
◆村尾光子の一般質問………………… P5
◆韓国スタディツアー報告 8
◆行動記録、あれこれ…………………… 10
「不思議なクニの憲法」上映会のお知らせ

《審議事項》

○諮問(4件)
・人権擁護委員候補者の推薦同意
（中川賢一・布袋田正孝・津野田久江・永山登志子の各氏）

○報告(6件)
・継続費精算報告書・健全化判断比率及び資金不足比率について・経営状況説明書（公財農業公社、KK 道の駅しもつけ、一財グリムの里いしばし）・教育委員会点検評価報告書

○H27年度会計決算認定(10会計)

○H28年度会計補正予算(9会計)

○条例制定(1件)
・空家等対策協議会設置条例

○条例改正(1件)
・廃棄物の処理及び清掃に関する条例

○その他(1件)
・H27年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分

○請願・陳情(2件)
・児山城址史跡保存整備の請願 ⟹ 趣旨採択
・「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書提出に関 する陳情 ⟹ 採択、国へ意見書提出
・市指定ごみ袋導入に関する陳情(導入反対の主旨)
⟹ 継続審査

■一般質問：6議員が質しました。

平成28年第4回定例会は11月30日(水)開会予定

酷暑が嘘のよう！朝夕冷涼な季節になりました。皆様、お変わりなくお過ごしでしょうか。

注目の新潟県知事選挙、県民は原発再稼働「慎重」の候補者を選びました。今後の原発政策が関心事です。

思い切って参加した韓国スタディツアー、留守したしわ寄せはまだ解消できていませんが、収穫の多い研修でした。何より、韓国は民衆の運動により民主主義を手に入れたと知ったこと。抗日独立運動から独立後の民主化運動までの長い間、市民の幅広い層が様々な形で運動に取り組んできた結果でした。軍事独裁体制から脱却して民主主義国家になったのは1990年代。連帯感の強い国民性のようです。「自分たちの手で獲得していく」。私たちも学ぶべき姿勢だと思います。 決算報告を分かりやすく、読みやすくと心したのですが今回も不可。またもや文字の多い報告書です。

今年も「さよなら原発！栃木アクション」が開催されます。11月20日(日) 宇都宮城址公園 12:00 プレコンサート・リレートーク、13:45 パレード(宮の橋までの2.2Km) ご参加を！

議会報告と意見交換会

11月6日(日)13:30～15:30
グリーンタウン・コミュニティセンター 研修室2
報告：村尾光子
（韓国スタディツアー報告も少し）



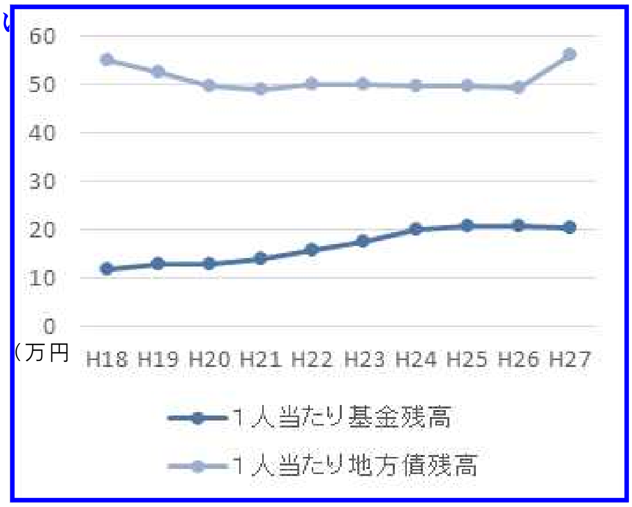
どなたでもお気軽にお出かけください

■H27年度会計決算状況　～引き続き健全財政を維持～

《歳出決算額と地方債･基金現在高》

(億円)	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21
普通会計歳出合計額	436.6	345.4	349.8	330.6	317.1	316.0	309.5
うち一般会計歳出決算額	297.1	222.3	232.3	214.6	208.6	207.8	202.5
市税収入額	93.8	94.3	92.3	91.2	91.3	89.2	91.2
歳入に占める割合　%	31.6	39.9	37.8	40.0	41.0	40.6	42.7
普通会計起債残高合計	335.8	298.7	298.8	298.0	298.5	297.4	291.9
市民1人当たりの額(万円)	56.1	49.3	49.7	49.6	50.1	50.0	49.0
各基金残高合計	121.6	123.7	124.7	120.6	104.8	92.8	82.9
市民1人当たりの額(万円)	20.3	20.6	20.7	20.1	17.6	15.6	13.9

H27年度も積極的に基金積立と繰上償還に努力、地方債残高増は庁舎建設事業合併特例債が大きい



水道会計は未算入。H27年度末は企業債残高:24億9119万円、積立金残額:4億7816万円、今議会では決算未処分利益剰余金3億3470万円のうち1億7500万円の積立てと資本金組入れ1億5863万円を議決。

《市税･国保税徴収状況》

(単位:万円)	市　税			国民健康保険税		
	H27年度	H26年度	H25年度	H27年度	26年度	H25年度
収入額	93億8819	94億3127	91億2486	14億7624	15億3118	14億6997
徴収率(%)	95.7(99.1)	94.9(98.8)	94.3(98.6)	76.3(92.4)	75.2(91.6)	73.6(91.3)
収入未済額	4億0294	4億7456	5億2942	4億3416	4億7509	5億0469
不能欠損額	2309	3685	2626	2395	3469	2041

＊徴収率は滞納分を含む値。( )内は現年度分のみの徴収率。

＊ H28.5末の国保加入数7779世帯、うち滞納 1275世帯(16.4 %)。滞納世帯には納税相談により短期被保険者証や被保険者資格者証が交付される。交付件数388世帯(H28年7月末)

◆国保税を滞納すると･･･

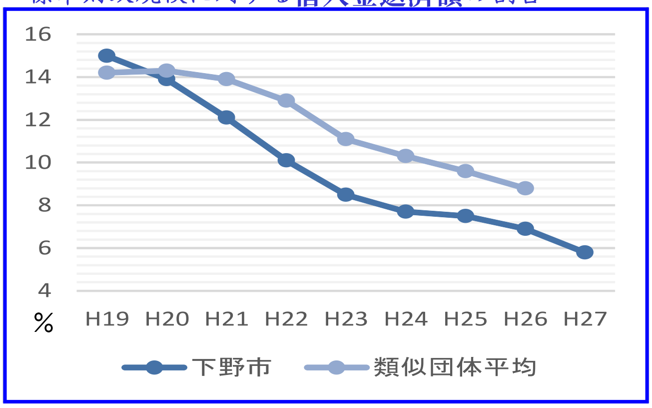
滞納状況により**短期被保険者証**(有効期間:1 か月または3か月、窓口支払い3割)、**被保険者資格者証**(窓口で全額自己負担)が交付される。1年半以上滞納すると、差押え処分対象に。保険税支払いにお困りの方、ぜひ納税相談を!

《財政健全化指標》

《健全化判断比率》　計算上、黒字は負の値となり、「ー」と表記する。**H27年度も健全財政維持した**

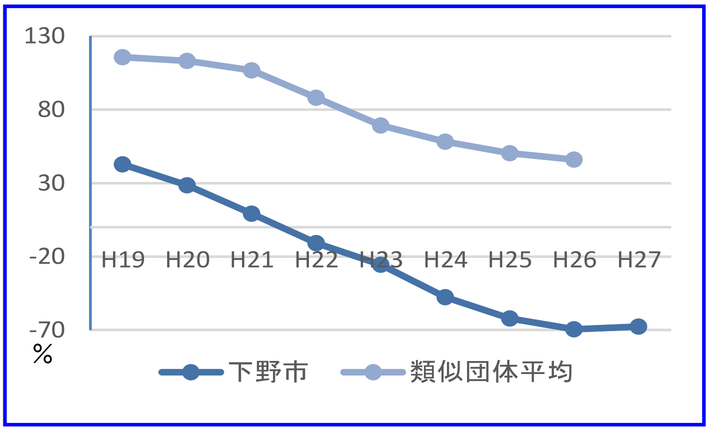
(単位:%)	H27年度	H26年度	25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度	H27年度早期健全化基準
実質赤字比率	ー(-11.55)	ー(ー 8.82)	ー(ー 7.66)	ー(-8.05)	ー(ー 9.21)	ー(-7.65)	ー(- 6.77)	12.83
連結実質赤字比率	ー(-24.55)	ー(ー 19.33)	ー(-18.43)	ー(-18.73	ー(-20.80)	ー(-18.78)	ー(-18.27	17.83
実質公債費比率	5.8	6.9	7.5	7.7	8.5	10.1	12.1	25.0
将来負担比率	ー(-67.6)	ー(ー69.4)	ー(ー62.0)	ー(-47.5)	ー(-25.5)	ー(-10.8)	9.3	350.0

《実質公債費比率》
標準財政規模に対する**借入金返済額**の割合



H27年度の公債費は繰上償還の3億7999万円を含めて27億5152万円、歳出全体に占める割合は10.0 %だった。

《将来負担比率》標準財政規模に対する**借入金**の割合



H27年度も繰上償還と基金積立てに努力した。県内1位維持。H26年度も前年同様、全国の198類似団体中1位であった。

《一般会計財政指標》 標準財政規模：143億2482万円(制度的に与えられた経常一般財源の額)

	H27	H26	H25	備　　考
財政力指数	0.795	0.801	0.802	1に近いほど財源に余裕がある
経常収支比率(%)	80.9	85.5	84.2	低い方が良い。
実質収支比率(%)	11.5	8.8	7.6	3.0～10.0%が標準
経常一般財源比率	96.2	92.8	92.1	100を超えるほど一般財源に余裕
一般財源の構成比(%)	60.9	69.6	68.6	高いほど財源が安定的である
投資的経費構成比(%)	30.4	17.8	20.7	構成比率が高いほど積極的
義務的経費構成比(%)	35.7	41.2	38.3	高いほど財政が硬直化している
公債費負担比率(%)	15.2	17.6	17.1	15～20%：要注意

◆H27年度から実施の職員時差出勤の成果は…

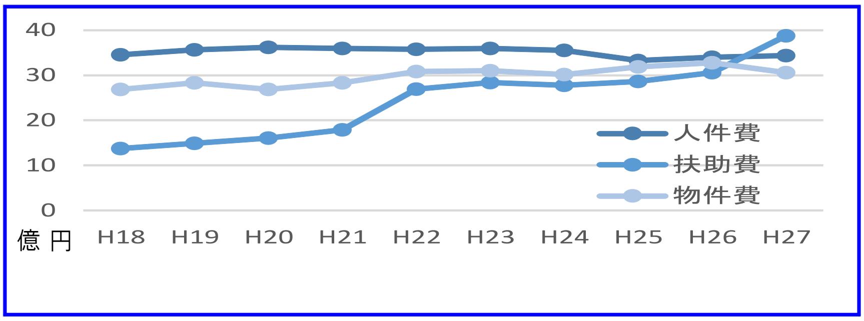
市はH27年度から規程を設けて時差出勤を実施。必要としたのは市民課、社会福祉課、健康増進課。時間外勤務の低減にはなったが、監査委員会からはまだ部署間の偏りがあるとの指摘

◆消費税増税分の使途は？

消費税は社会保障の充実のため増税された。その使途は、今まで実施されてきた88事業について、国庫補助金等の特定財源を差し引いた市負担分に均等率で配分した。新規事業スタートや拡充ではなかった。

《気になる義務的支出、人件費･扶助費･物件費の動向》

	H27年度	H26年度	H25年度	H24年度
歳出総額	276億3266	222億3441	232億3357	214億6867
人件費(給与･報酬)	**34億3831**	33億9786	33億2713	35億5446
扶助費(生･保･子ども手当自立支援･医療費助成等)	**38億7624**	30億5560	28億6516	27億7918
物件費(賃金･委託費等)	**30億5873**	32億7594	31億8720	30億1470



人件費：歳出総額の12.4%、前年度より4045万円の増額となったが、歳出総額が54億円近く増大したため、構成比は減少した。

扶助費：歳出総額の 14.0 %、額は人件費を上回った。広域保育委託費はH26年度までは物件費に算入していたが、27年度より扶助費としたので、前年との差が大きくなった。

物件費：委託費など、歳出総額の11.7%。

■各会計決算

(単位：万円)

	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り越すべき財源	歳入のうち繰入金 一般会計から	基金から	会計別地方債残高 H27年度末	全体割合
一般会計	296億7923	276億3266	3億9161	**1億0886**	7億5034	241億0440	66.8%
国民健康保険	70億6698	65億9525	0	3億7365	1億7500	―	
後期高齢者医療保険	5億1349	5億0828	0	1億0916	―	―	
介護保険(保険事業)	36億4000	34億9107	0	5億5342	―	―	
介護保険(介護ｻｰﾋﾞｽ)	559	450	0	―	―	―	
公共下水道事業	17億0139	15億9631	2710	5億0051	―	70億1703	19.4%
農業集落排水事業	4億2848	4億0846	0	3億4723	―	24億5374	6.8%
石橋駅周辺区画整理事業	2055	1282	0	1116	―	128	0.0035%
仁良川地区区画整理事業	6億5340	5億2292	8410	4億1605	―	462	0.018%
水道事業収益的収支	10億6501	8億4387	当年度純利益	1億7484			
資本的収支	1億3873	5億8872	差引不足額	4億4969	―	24億9119	6.9%
					地方債合計	360億7228	100%

※一般会計の繰入金は他会計からの決算による繰戻金

※不足額は当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金で補填

《主な基金現在高》

(単位：万円)

	H27年度末	H26年度末		H27年度末	H26年度末
財政調整基金	18億8052	25億1316	地域づくり事業推進基金	4億4995	4億4848
減債基金	34億5162	32億2182	地域福祉基金	4億3982	4億3981
庁舎等整備基金	14億9162	15億6318	保健福祉施設整備基金	4億4870	4億4834
公共施設整備基金	9億4783	5億4742	土地開発基金(現金)	6億7979	6億7929
地域振興基金	15億7743	15億7743	**国保財政調整基金(＊)**	3億7185	5億4671
道の駅しもつけ基金	6840	5139	介護給付費準備基金	3億4227	3億1421

合　計　　H27年度末 121億6881万円(H26年度末 123億7501万円)

＊国民健康保険はH30年度より県に移管されるが、基金は市の特定健診受診料無料を継続する財源として市が保有維持する。

■空家等対策協議会設置条例を制定

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、対策協議会を設置する。

所掌事務： 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断
特定空家等に対する措置の方針に関すること
上記のほか、空家等対策に関し必要と認めること

組織･委員： 委員は 8 人以内、市長が委嘱する。任期 2 年
市長、弁護士または司法書士、建築士、宅地建物取引業者、空家等に関する学識経験者、自治会役員、民生児童委員、その他市長が認める者

報酬： 非常勤特別職として日額 委員 6000 円、会長 7000 円、専門委員 18,000 円



《空家等対策の推進に関する特別措置法》 抜粋要約

■「特定空家等」とは次の状態にある空家

(1)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
(2)放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
(3)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
(4)周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

■**市町村の責務**：空家等対策計画を作成･実施し、その他空家等に関する必要な措置を講ずる。

■**市町村長**：特定空家等の所有者に対して
(1)除却･修繕･伐採等の必要な措置をとるよう、**助言又は指導**をすることができる。
(2)状況が改選されないときは、猶予期間を付けて必要な措置をとることを**勧告**できる。
(3)勧告に係る措置をとらなかった場合は、猶予期間を付けて措置をとることを**命ずる**ことができる。この場合、通知書を交付して所有者等が意見書等を提出する機会を与えねばならない。
(4)履行されない場合は**行政代執行法の適用**が可能

■**過料**：市町村長の命令に違反した者は、50 万円以下、立入調査の拒否、妨害等をした者は 20 万円以下

H26 年度、自治会長の協力を得て空き家調査が実施され、「一般家屋空き家のうち 206 戸は適正管理されており、158 戸は廃屋」と報告された。廃屋状態の空き家が「特定空家等」に該当するかどうかの判断は「協議会」に委ねられる。

市では担当部内に調整会議を設置して、空家等対策計画策定に向けて協議している。

■資源ごみ持ち去り禁止、違反者には罰金

― 廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正 ―

（施行 H29 年 1 月 1 日）

ごみステーションに出された資源ごみの持ち去りが多発しているので、それを防止するため持ち去り禁止と罰則の規定を盛り込んだ。

市長は、市委託業者以外の者の持ち去り禁止の警告、命令をすることができ、命令違反者には 20 万円以下の罰金に処する。

市民は、持ち去り者を発見したときは市に通報する。

ごみステーションでの集団回収物にも適用される。



■ H28 年度一般会計補正予算

17 億 7555 万円追加、予算総額 259 億 9167 万円に。

H26 年度会計決算に伴い、繰越金、特別会計からの繰入金、地方交付税(額確定)が主な内容。市債の繰上償還も行う。

【主な歳入】 （1 万円以下切り捨て）

○地方交付税　3 億 6279 万円
○社会保障･税番号制度システム整備費補助金　244 万円
○県農業費補助金　△ 880 万円
○特別会計繰入金　1 億 9190 万円
〔決算に伴い、当初予算で一般会計から繰り入れたので剰余金を一般会計に戻す。7 特別会計分〕
○ H26 年度会計繰越金　11 億 5495 万円
○臨時財政対策債(発行限度額確定)　△ 7000 万円
○地域総合整備資金貸付事業債　4 億 3600 万円

【主な歳出】

○ふるさと納税申込みフォーム導入(ヤフー)　34 万円
○積立金(公共施設整備基金)　4 億 2000 万円
○社会福祉費(H26 年度給付金償還金)　2133 万円
○ゆうゆう館空調設備修繕費　200 万円
○石橋総合病院新築移転事業貸付金　4 億 3600 万円
○ごみ減量化ルールブック印刷費　110 万円
○農地費　191 万円
○学校給食センター管理事業　230 万円
（ボイラー修繕、給食食材放射性物質検査器機設置）
○スポーツ振興費　184 万円
（オリンピック銅メダル獲得高藤選手褒賞金、市民報告会）
○市債繰上償還金　8 億 5243 万円

【債務負担行為補正】 H28 年度中に委託契約をする

	期　間	限度額(＊)
きらら館指定管理業務	～ H33 年度	2 億 8500 万円
図書館指定管理業務（3館）	～ H33 年度	4 億円

（＊上記額に消費税を加算する）

村尾は補正予算案には反対した。（ 15 ： 1 で原案可決）

□**反対討論(村尾)：要旨**

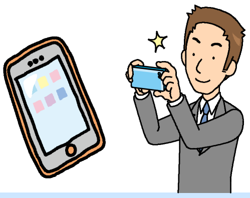
繰上償還など、補正予算額全体は大いに評価するが、図書館指定管理者業務委託費の債務負担行為が議決対象となっているため反対する。図書館は教育施設なので行政が責任を持つべきだ。外部評価委員評価では H26 、27 年度とも指定管理者館より直営館の方が評価が高かった。また、南河内図書館には新庁舎開設後も行政窓口が残されている。施設管理上からも南河内館の直営を維持するのが自然だ。民活導入するなら指定管理制度ではなく一部業務委託が適切だ。

□**賛成討論(野田善一議員)要旨：** 日本を含む先進諸国では雇用の非正規化が進んでいるが、村尾の主張では職員待遇改善にはならず、社会構造全体を変えなくては実現しない。

今回の補正予算は前年度決算に伴ういわばルーチ ング化したものだ。債務負担行為補正だけの理由で反対討論という名の一人芝居を演じるより、修正案を提案すべきだ。



議員としての正当な権利行使を一人芝居と揶揄するとは！



村尾光子の一般質問



ICTを活用した 道路等破損情報収集システムの導入を

近年の、ICT 分野での技術革新は目覚ましく、なかなかついて行けないが、スマートフォンの利用者は多いと思われる。その特性を市民がまちづくりに参画することに活かしてもらいたい。今回は道路破損情報収集の面から質した。

(1)道路破損や工事による損害賠償事案が後を絶たない。
①パトロール実施状況とそれに伴う不具合箇所発見件数、対応策
②市民からの通報件数と対応策の概況
③現状での課題 を問う。

【広瀬市長】 ①道路のパトロールは建設課職員、維持管理委託業者が随時巡回、上下水道検針・料金徴収業務受託業者の移動時、市職員の通勤・業務での移動時等で、不具合を発見した場合は速やかに連絡を受ける体制だ。

②市民からの通報件数は、電話・来庁により本年度は 7 月末日までで 280 件、うち舗装の欠損 60 件、その他側溝の泥だまり、樹木のはみ出しなどが主なものであった。約 96 %は対応済み(75%)または対応中(21 %)である。 (資料提供:建設課)

年度	H26	H27	H28(7 月まで)
市民からの通報件数	76 件	383 件	280 件

パトロールや市民からの通報により発見した道路舗装破損箇所は平均 7 ～ 8 件／週、破損は何回か修繕を繰り返している箇所が多く、そのほとんどは舗装が老朽化している。現地を確認し、軽微なものは建設課職員が直接補修、建設機械が必要な場合は受託業者が対応する体制だ。

③市道延長は 788Km 、2322 路線ある。これらの安全通行維持のためには、職員等のパトロールのみでは限界があり、市民から寄せられる情報も重要である。より幅広い情報収集と老朽化が進む市道の計画的な舗装修繕の実施が重要である。

(2)ICT活用情報収集システム導入について、どのような見解か。先進的に取り組んでいる半田市にならい、FixMyStreetJapan(フィックス・マイ・ストリート・ジャパン)アプリを活用して欲しい。

【広瀬市長】 情報収集システム導入は市民からの情報が即座に反映でき、情報の重複がなくなることによる事務の効率化、災害時の被害状況収集にも活用できるなど、多くのメリットが考えられる。一方、プライバシーの保護、通報者への処理報告、情報の増加に伴う職員への負荷、費用対効果などの課題もある。今後は、スマートフォンを用いた情報システムを積極的に活用している先進自治体の事例や課題等を検証して、導入できるか検討する。

《愛知県半田市「マイレポはんだ」のシステムイメージ図》



出典:半田市 HP「 FixMyStreetJapan マイレポはんだ」実証実験ステップ2 結果報告(2014 年 5 月)(地図は加工)

このシステムは、スマートフォンを利用して道路などの破損箇所の写真・場所・状況を専用のアプリで行政に通報する。行政はインターネット上の地図に示された場所と状況などを確認・対応し、結果を報告する。これらは公開され誰でも閲覧することができる。

こうした仕組みを導入する自治体が増えている。

自治体が独自にシステムを開発している場合もあるが、複数の自治体に通報システムを提供している企業もある。今回、私が提案したのはFixMyStreet Japan のサイト。システム開発費の投資が無くて利用できる。

市民は、アプリをダウンロードしてユーザー登録するがこれは無料。自治体が契約してお金を払い「自治体機能」を導入すると、市民からの投稿時のメール通知を受けることが可能で、市民からのレポートに対して職員が対応状況を報告できる。公開されているので、重複した投稿は無くなる。

FixMyStreeet JapanはイギリスのmySocietyが開発したアプリをもとに日本のダッピスタジオが開発し、現在は無料で誰でも使える。

独自開発は費用が嵩むが、こうした公共サービスがあるなら利用してはどうか。

様々な事例を見ると、道路損傷ばかりではなく、市民がまちづくりに参画する一つのツールとして活用されている例もある。今回は、この数年損害賠償事案の報告が度々あったことに鑑み道路情報収集に関して提案した。まちづくり全般へ市民参画を広げるものとして、ぜひ、導入して欲しい。このアプリを本格運用している自治体：郡山市・半田市・生駒市・別府市・いわき市など。実証実験中の自治体も多数。

図書館の今後、なぜ３館指定管理者導入か？現状維持で良いではないか！

H28 年 3 月に「図書館基本計画」(H28 ～ 32 年度)が策定され、議会には決定事項として本年 5 月に示された。H29 年度より石橋図書館を統括館とし、基幹的業務は市直営、定型的業務は国分寺図書館･南河内図書館と同様に指定管理者に委託、国分寺･南河内両図書館は地域館とする内容だ。だが、釈然としない。

石橋図書館には基幹的業務を担う行政と定型的業務を担う指定管理者が同居することになり、施設管理や委託のあり方として課題がある。
石橋図書館は直営とされたい。その上で、定型的業務の民間導入を図る必要があるなら、業務委託とすべきではないか。

【池澤教育長】 図書館基本計画は、第 2 次市総合計画、市教育大綱の市民の自己実現の支援と交流、学びを活かす環境づくりの実現に向け、図書館協議会や市長部局との協議を重ね策定した。

図書館運営については、昨年度実施した図書館評価の結果、指定管理者による民間ならではの多彩なサービスの提供等が図書館利用者の増加につながり、一定の成果が収められたことから、3館に指定管理者制度導入を進めることとした。

今後の図書館業務については、基幹的業務と定型的業務に分け、業務の範囲を明確にして推進していく。

基幹的業務(責任者：司書有資格者の市職員)：図書館運営の基本的な方針に関すること、総合的な蔵書管理、施設管理、予算管理等に関すること、子ども読書推進計画の推進管理、学校支援、地域連携、図書館ボランティアの育成。

定型的業務：図書館管理、カウンター業務、レファレンスサービス、自主事業の実施

指定管理者は5年間の業務期間として、現在募集準備を進めている。行政と指定管理者が同施設に同居することについては、業務の範囲を指定管理者運営仕様書で明確にしている。

市職員を統括館に配置することにより、3図書館の指定管理業務をしっかり指揮監督し、市民目線での図書運営ができる、市民の行政への要望がいち早く伝えられ、さらに質の高い図書館運営につながる。

今後、段階的な地方交付税の削減等を踏まえ、民間活力を活用して経費節減を図り、3館を維持していく方針だ。

(再質問)石橋図書館を統括館とする理由は何か。南河内図書館には、新庁舎開庁後も市民課窓口が残っている。統括館に基幹的業務を担う行政が同居するなら、南河内館の直営を継続し統括館とするのが自然ではないか。

【野澤教育次長】 石橋図書館は、下野市発足当時から幹事館としての役割を担っていた。H25 年度に指定管理者制度を導入する際、南河内図書館には行政機関が入るので直営とした。

今回は 3 館とも指定管理とすることに伴い、利用者が多い石橋館を統括館とする。



(再質問)石橋図書館は行政が入室する部分と指定管理者の部分を完全に仕切ることができるのか。施設管理上の問題は無いのか。

【野澤教育次長】 区分けは非常に難しいが、業務の範囲を明確にして推進する。

(再質問)統括館における定型的業務は、指定管理者ではなく業務委託の形ではないか。統括館を業務委託とした場合の費用比較はどうか。

【山中総務部長】 指定管理者として問題はない。

【野澤教育次長】 H15 年の地方自治法改正では、指定管理について民間等に業務を代行させることができるとされた。

3 館を指定管理者とした場合、すべて直営だった H24 年度の運営費と比較すると約 1200 万円の節減が見込める。1 館が直営だった 27 年度との比較では約 300 万円の軽減になる。業務委託とした場合との比較はしていない。

《地方自治法》（公の施設の設置、管理及び廃止）：抜粋

第 244 条の 2 ･･･公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならない。

3 ･･･公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、法人その他の団体であって当該地方公共団体だ指定する者(「指定管理者」という)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

指定管理者の「施設の管理」とは運営を含めた管理、即ち丸ごと委託するもの。その一部を委託するなら「業務委託」だと理解している。しかし、この場合も指定管理だという。「業務委託」も民間活力の導入だ。

図書館は単なる貸本屋ではなく教育機関である。それ故に行政が責任を持って担ってもらいたい。図書館基本計画では、基幹的業務は直営とした。それなら直営館を残せば良い。

そもそもは職員定数削減や経費削減を目指した集中改革プランや行政改革大綱にあるのだろう。市行革大綱に「図書館の指定管理者制度導入」とあることが大前提となっている。策定時には図書館の意義や役割が考慮されたのだろうか。

行政改革大綱は行政計画、行政改革推進委員会での協議は経ても議会で審議することは無かった。行政計画と議会の関係はどうあるべきか？議決対象とすることが真に「市」としての計画になると思う。

図書館基本計画も策定後の報告のみだった。図書館協議会で協議を重ねた、と説明にあるが、その会議は公開されず、会議録も公表されていない。

再び、思川開発事業への本市の対応について、早期の説明を求める

先の第2回定例会に於いて、思川開発事業について議会への説明と意見聴取を求めた。下野市は、その後6月29日付けで「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見について、「リスク分散の観点から表流水による水源確保が必要、治水等にも十分配慮しつつ、云々」と回答した。

「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」(厚生労働省健康局水道課長、H20年7月29日付け)では、計画策定の手続等に関することとして、都道府県に対し「関係地方公共団体の協議に対する意向を明らかにするため当該公共団体の議会の同意をも得ることとするよう指導すること」と明記されている。栃木県からの指導はなかったのか。
下野市はいつ議会に説明し、同意を求めるのか。

【広瀬市長】 栃木県では、「将来にわたり安全な水道水の安定供給を図るため、地下水と表流水のバランスをとること」としている。本市ではリスク分散の考え方で、地下水のみを水源とするのではなく、表流水を確保しておくのが現在の最良の判断と、前回定例会で説明した。そのため、県から照会のあった「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)」に対しては、リスク分散の考え方から表流水による水源確保が必要であると回答した。

H20年7月29日付けの厚労省による通知は、その後のH26年3月19日付けで発出された「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」の通知により廃止されているが、都道府県における計画策定の手続等に関する事項は、前回同様に示されている。

栃木県への広域的水道整備計画の策定要請には、栃木市、下野市、壬生町、野木町の合意形成が必要となる。現在は合意形成には至っていないので、計画への同意の段階ではない。

今後、県が広域的水道整備計画案を策定した際には、議会の同意の段階として、市議会でも協議していただきたい。

厚労省通知による関係する市町の議会の同意については、水道法等の法的根拠はなく、「議会内のコンセンサスを得る」という指導と捉えている。

今後の県との協議、県南広域的水道整備協議会に参加する市町の動向、県からの指導など、本事業の進展などついては適時議会へ報告する。

(再質問)県が広域的水道整備計画案を策定してから、議会に知らせるのか。

【長総合政策部長】 広域的水道整備計画は、協議会からの要請を受け県が策定する。パブリックコメントも県が実施する。

本市では、計画策定を要請する場合には、(県南広域的水道整備)協議会の中での合意形成を得て、調整し、全員協議会等で議会に説明していきたい。また、広報などでの周知により、県へのパブリックコメントへの参加を促して、広く市民の意見も聞いていきたい。

(再質問)思川開発事業や県南地域広域的水道整備事業については何ら情報がなかった。知らぬ間に、これらの事業に組み込まれてしまう不安を感じる。既に、60%表流水を利用する県の計画に組み込まれているのではないか。

【長総合政策部長】 思川開発については、今後、協議会で合意形成を得てから広域的水道整備計画を作成する段階になって、議会に説明させていただく。計画策定はあくまでも県である。パブリックコメント等で市民の意見を反映させていく。

広域的水道整備計画には、給水量についての言及があると思われるが、今のところ市としては承知していない。

(再質問)6月に開かれた協議会では、関係市町の住民、議会への説明について話題にならなかったのか。

【長総合政策部長】 出席していなかった。報告書の経緯説明、今後の思川開発を進める上での手段等についての説明があったと聞いてる。

答弁を聞いていて、私たちへの思川開発事業と広域的水道整備事業についてはいつ説明されるのか、しかとは理解できなかった。説明された段階では、何の意見を言っても無駄なような印象すら抱く。

私は、思川開発事業に参加するかどうかの時点で市民や議会の意向を問うべきだと思う。「同意」と返事してしまった後では、もはや表流水の利用権だけを確保しておく、などとの悠長なことは言っていられない事態になると危惧している。県内の他の広域的水道事業では、契約した水量は使っても使わなくても年度末には精算、料金徴収されている責任水量制なのだ。

給水料金には当然ながらダムなどの建設費が加味され、加入者がその分を支払わなければ、県が将来的にも建設費等を肩代わりしていくことになる。県はそんな事態は避けたいだろう。給水を受けるよう圧力をかけるだろうな、と懸念する。

料金設定などの詳細については後に聞くとしても、まずは思川開発事業と県南地域広域的水道事業について、市民や議会に分かりやすく説明して欲しい。

多くの市民・議員が賛同しなければ撤退もあり得るのだろうか。そこが知りたかったのだが、明言は無かった。市長は「水道水源の表流水を確保する」とのみ。

また、広域的水道整備事業計画策定の要請段階で議会に協議を求めるのか、県の計画案が策定された段階で説明するのか、曖昧さが残った。

放射能汚染は表流水の方がもろに受ける。県南地域の地盤沈下はこの10年間は沈静化している。地下水取水は農業用水のためがもっとも高い割合。それなのになぜ水道水源の表流水転換を強要するのか?

県内には他にも100%地下水水源とした水道事業を実施している自治体はある。



■韓国スタディツアー「女性の政治参画と韓国社会・人権を学ぶ」報告 Ⅰ

主催・企画:(公財)市川房枝記念会女性と政治センター、7月25日～30日

韓流ドラマで人々の韓国への関心は高まったようだが、隣国なのによく分かっていない。領土問題やヘイトスピーチなどマイナスイメージも抱かれている。近現代の日韓関係は決して良好ではなかった。近年の経済発展は無論のこと、女性の政治参画や市民活動の発展は目覚ましい。「正しく知らなければ」という思いで参加した。重い内容だった。正しく理解できたか心許ない。その一端の報告です。

■国会議事堂・国会

日本の国会議事堂を参考にしたという韓国国会議事堂は 1975 年に竣工した。地下 2 階、地上 6 階の建物規模は議事堂単独建物として東洋一を誇るとのこと。本会議場の天井から 365 個の明かりが「国民は 1 年 365 日見ている。議員は働きなさい」のメッセージを込めて照らす。傍聴席はフカフカ快適。

ノ・ムヒョン政権時代に電子政府化が進められ、各議席にはパソコンが設置されている。2006 年から電子投票導入、投票は(賛成・反対・棄権)から選択する。また、会議中に議員同士で SNS による意見交換もできる。地方議会も同様に電子化されている。

第 17 代国会(2004 ～ 08)から①議員提出議案の賛同者は 20 人以上から 10 人以上に、②議員評価基準に発議数も加味される、③政府提出議案は与野党合意が難しいので、政府から議員提案の働きかけがある、等の理由で、議員発議件数が多い。これは女性議員の方が圧倒的に多い。クォータ制により女性議員が増えたことの成果でもある。

民主党女性局長グォン・ヒャンヨブさんに案内をお願いしたので、民主党の党代表室見学、国会内貴賓室レストランでの女性国会議員や女性問題研究者たちとの会食・交流会が実現した。



本会議場



青いドーム屋根の国会議事堂

《国会》

選挙権: 19 歳～、被選挙権: 25 歳～
一院制、定数 300 議席、
（地方区:253 、比例代表: 47）
任期:4年（解散はない）
選挙制度:小選挙区比例代表並立制
現在の議員構成(2016.10 ～)
セヌリ党 129 、共に民主党 122 、
国民の党 38 、正義党 6 、無所属 5
＊本年 6 月の改選で与野党逆転した。



国会貴賓室レストランで昼食・交流会

昼食は盛りだくさん、韓定食？



■韓国のクォータ(割当)制

報告：チョ・ヒョンオク(Jo Hyon Ok)梨花女子大学政策科学大学院教授(元ノ・ムヒョン大統領秘書室長、前ソウル副市長)

クォータ制導入は 2000 年に法制化され、2005 年までに相次いで改正された。その背景には① 1998 年から金大中、盧武鉉と民主化を進める大統領が続いた、② 1995 年、第4回世界女性会議での北京宣言に女性の権利・政治参画が掲げられ、国への影響が大きかった、③ 1994 年から 50 の女性団体が連帯してロビー活動や集会を重ねてきた、などがある。

2000 年の法制化では政党の比例代表候補者に女性 30 %の枠、2004 年には 50 %に引き上げ、男女交互順番制名簿とした。選挙区においても 30 %の努力義務とした。

2000 年の総選挙では女性議員は 16 人(5.9 %)となり、**本年4月の選挙では51人(17.0%)まで躍進した**。しかし、人口の 51 %は女性なので男女同数が目標である。全国の 321 女性団体が超党派で「総選挙女性連帯」を組織しており、クォータ制の強化を求めていく。

《韓国近現代史》

1894 ～ 95 年　日清戦争
1895　閔妃暗殺事件
1904 ～ 05　日露戦争
1905　日韓交渉条約(乙巳勒約)
　日本の保護国に
1909.7 月　「韓国併合方針」閣議決定
1909.10 月　安重根が伊藤博文を暗殺
1910　日韓併合条約(庚申国恥)
1919　大韓民国臨時政府
1945　朝鮮独立
1948　大韓民国樹立(6 月) 李承晩大統領(軍事政権)、朝鮮民主主義人民共和国樹立(9 月)
1950　朝鮮戦争　(～ 53 年 休戦)
1960　学生革命(李承晩大統領亡命)
　民主党政権
1961　軍事クーデター(朴正熙将軍主導)
1963　朴 正 熙(パク・チョンヒ)大統領(軍事政権)
1973 金大中拉致事件
1979 朴正熙暗殺
　新軍部クーデター(全斗煥将軍)
1980　全 斗 煥(チョン・ドファン)大統領(軍事政権)
1980　光州民主化運動(光州事件)
1987　民主化運動(大統領直接選挙要求)
　盧泰愚(ノ・テ・ウ)大統領(軍事政権)
1993　金 泳 三(キム・ヨンサム)大統領(文民大統領)
1997　IMF 通貨危機
1998　金 大 中(キム・デジュン)大統領(民主政権)
2003　盧武鉉(ノ・ムヒョン)大統領(民主政権)
2008　李 明 博(イ・ミョンバク)大統領(保守政権)
2012　朴槿恵(パク・クネ)大統領(保守政権)
＊大統領任期は 5 年

日本の女性国会議員数（2016.7）

衆議院	44人／ 475 人	
参議院	50人／ 242 人	
合計	94人／ 717 人	(13. 1%)

■戸主制廃止

報告：グォン･ミヒョク（Kwon Mi Hyok）民主党国会議員

戸主制廃止は民法制定当時から女性団体を中心に主張されていたが、事故死した女性の賠償金問題をきっかけに運動が高まり、1990 年代には廃止運動本部が置かれ、男性や多くの市民団体と連帯して展開された。民主化を進めてきたノ･ムヒョンは大統領選挙の公約に掲げて当選し、2005 年には憲法裁判所（最高裁判所）が「憲法に合致しない」裁決を下した。同年、民法改正により戸主制と共に戸籍も廃止された。

2008 年には家族関係登録法施行による新たな身分登録制度の運用が始まった。

大きな運動となった要因には次のことが上げられる。

> ①民主化運動の流れを背景に男女平等や人権問題などに行政も取組み始めた。
> ②各分野の市民団体、宗教団体、文化団体と連帯でき、ジャーナリズムも巻き込んだ。
> キャンペーンには著名な男性タレントを起用し、戸主制で被害を受けるとの男性の意見を出し、男性1万人宣言」実施。このため、女性と対立しがちな男性の共感や保守団体からの参加も得て、国民運動となった。
> ③大統領選挙公約に掲げた。（選挙運動企画団を設置）
> ④司法も同調した。（憲法裁判所の違憲判決）

しかし、戸主制度廃止により女性差別は無くなったと思う人が増え、関心も薄れ、更なる男女平等を求める運動がしにくくなっている。法改正しても、社会認識を変えることをしてこなかった表れである。

現在、女性の中でも貧富差が出てきており、課題だ。

《廃止された韓国の戸主制とは》

1958年に制定された民法に規定されていた。そもそもは、植民地時代に日本が韓国の封建的な父系血統主義の家制度に、戸籍制度を合わせて押しつけた経緯があった。

◆「韓国では、姓は父系血統を対外的に表章するものとされていることから、血統が一生を通じて変わることがないように、姓も一生を通じて変わらない。当然の帰結として、韓国では夫婦別姓である。また、韓国家族法には戸主制度が存在し、戸主は家族の代表として祖先祭祀の主宰者たる地位につくものとされ、長男が戸主の地位を第一順位に相続するとされていた。長男は戸主相続権を放棄することも認められていなかった。」

（「韓国家族法にみる家族制度」李武哲氏から引用）

◆「･･･戸主制は“戸主を頂点に家という観念的集合体を構成し、このような家を直系卑属男子を通じて承継させる制度"、言い換えれば男系血統を中心に家族集団を構成してこれを代々に永続させるのに必要な様々な法的装置であって、単純に家庭の代表者を決め、これを戸主という名称で呼び、戸主を基準に戸籍を編製する制度ではない。」

「戸主制は性役割に関する固定観念に基づく差別であって、戸主承継順位、婚姻時の身分関係形成、子の身分関係形成において正当な理由なく男女を差別する制度であり、これによって多くの家族たちが現実的な家族生活と家族の福利に合う法律的家族関係を形成することができず、様々な不便と苦痛を受けている。崇祖思想、敬老孝親、家族和合のような伝統思想や美風良俗は、文化と倫理の側面でいくらでも発展させることができるため、これを根拠に戸主制の明白な男女差別性を正当化させるのは難しい」

（憲法裁判所不合致決定文原文より抜粋、立命館法政論集第13号「韓国における戸主制度廃止と家族法改正」吉川貴恵氏）

◆「男児先行文化を強化した結果、年間3万件に上る女児堕胎が行われ、男女出生比率は110対100になった。韓国では人口減少よりもこの男女比率のほうが先に解決すべき深刻な人口問題になっている。『男性優先の戸主制度によるものだから、戸主制を廃止すべきだ』との漢方医の発言もある」

（坂本洋子のページ「戸主制度」とは から申琪栄氏論を引用
http://hwm2.wh.qit.ne.jp/fem-yoko/kosyusei.html）

《韓国の憲法裁判所と日本の内閣法制局》

憲法裁判所とは、憲法裁判を行うために設置される裁判所である。憲法裁判とは憲法の解釈に関する見解の相違と疑義を裁判手続で解決する手続のことをいい、憲法保障（憲法を侵害や違反から守り、憲法秩序の存続と安定を保つこと）の一類型である。

韓国では 1987 年改正の現行憲法によって、通常の最上級裁判所である大法院とは別に憲法裁判所が設置された。憲法裁判所の裁判官は、大法官となる資格を有する者（裁判官、検察官、弁護士、弁護士資格を有し政府等で法律問題に従事した者または大学助教授以上の地位にあったもの、いずれも 15 年以上の経験、40 歳以上）の中から大統領･国会･大法院が 3 名ずつ指名し、国会承認する。憲法裁判所の権限は、ドイツ型制度同様に、憲法解釈のほか大統領の弾劾、政党の解散、機関争訟（行政機関相互、たとえば国と自治体間で発生した対立の処理）といった重要な職責を与えられている。

日本では抽象的違憲審査を行う機関がない。内閣法制局がこれに変わる機能を持っており、日本の裁判所、特に最高裁判所は法律の違憲性判断を示すことに消極的な態度を採っている。内閣法制局はあくまでも内閣の下に置かれる行政の一機関であるため、時の政権の政策判断に沿うという制約は免れず、行政に都合の良い偏った憲法解釈を示すことも多い。憲法上からは最高裁判所が違憲審査の役割を担っていると考えるのが妥当と言える。　（Wikipedia「憲法裁判所」から抜粋）

「憲法裁判所」とは耳慣れないが、憲法を守る上での大きな役割を担っていた。韓国は近代化が遅れているのではとの印象が払拭できずにいたが、民主化運動は確実に市民力を高めていた。学ぶことが多く情熱的な国民性を感じた。



平日昼休み時、ソウル市役所脇の広場ではいくつもの団体が集会やアピール行動をしていた。政治への関心は高い。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【7月】

1、9 参議院選たのべたかお候補応援

7 **議会だより編集委員会**

9 市川房枝記念会連続講座日本社会を考える「日本農業の今までとこれから」榊田みどり氏（東京）

10 地方自治を学ぶ会学習会「生物多様性を脅かすネオニコチノイド系農薬」水野玲子氏（大田原市）

11 細谷小授業参観・えがおのたまごによる「いのちのはなし」

12 **議会運営委員会／議員全員協議会**／韓国ｽﾀﾃﾞｨﾂｱｰ事前学習 内海愛子氏（東京）

15 **市議会議長会主催講演会「地方財政の課題と展望」神野直彦氏**（宇都宮市）

16 リオ・オリンピック高遠選手壮行会／ 4 女性議員打合せ

20 **議会第1回臨時会**

21 **議会だより編集委員会**

22 下野つばさの会

23 教育相談研修会（宇都宮市）

24 村尾議会報告＆意見交換会

25～30 市川房枝記念会女性と政治センター主催韓国スタディツアー「女性の政治参画と韓国社会・人権を学ぶ」参加

25～27　ソウル広域市

- ○北村韓屋村・広蔵市場見学、国会見学、
- ○民主党女性局長・国会議員・大学教授らと交流「韓国のクオータ制、戸主制廃止について」
- ○全国女性地方議員ネットワークメンバーとの交流　「女性地方議員の活動について」
- ○ソウル NPO 支援センター訪問
- ○日本大使館前水曜デモ観望
- ○戦争と女性の人権博物館訪問
- ○講演「慰安婦問題」韓国挺身隊問題対策協議会チーム長 ヤン・ノザ氏

28　天安市　独立記念館訪問

　　光州市　5.18 記念文化センター訪問

29　子鹿島　国立ソロクトハンセン病院訪問

30　釜山市　民主化公園、朝鮮通信使歴史館訪問

31 環境問題を考える会総会・記念講演「下野市の水道水源を考える―思川開発事業と地域の水資源環境」杉山好正氏・嶋津暉之氏

【8月】

1 栃木県地方議会女性議員連盟主催講演会「男女共同社会の形成と自治体の取組み」鹿嶋 敬氏（宇都宮市）

5 市川房枝記念会脱原発セミナー「いのちを育み、暮らし続けられる社会をめざして」基調講演 小出裕章氏

6 **国分寺地区コミュニティ盆踊り**／高藤選手試合パブリック・ビューイング

7 祇園５丁目自治会４役役員会参考人として出席

8 **県南6市議会議長会主催研修会「どうなる日本!ゆれる政局、経済の動きを読む」萩谷 順氏**（栃木市）

10 市民団体「えがおのたまご」と女性議員の懇談会

11 帰省（日立市）

19～21 自治体政策研究交流集会・自治体学会全国大会（大分県日田市）

23 オレンジリボンキャンペーン「警察現場から見た児童虐待」阿久津浩伸氏／一般質問趣旨説明

25 **議会運営委員会／議員全員協議会**

26 教育長訪問／**市議会主催研修会「地方自治の課題と議会の役割」市村充章氏／議会だより編集委員会**

27～28 全国自治体議員行財政自主研究会「2015 年度決算」菅原敏夫氏（東京）

29 教育相談研修（宇都宮市）

【9月】

1～23 **市議会第3回定例会**

　1、2、5、6、7、23 日　**本会議**

　6 日　**村尾一般質問／議会運営委員会**

　7 日　**議会活性化特別委員会**

　8、9 日　**総務常任委員会**

　12,13 日　教育福祉常任委員会傍聴

　14,15 日　経済建設常任委員会傍聴

　21 日　**議会運営委員会**

　23 日　**議会だより編集委員会**

1 地方自治講演会「アベノミクスの本質とこれからの自治体のあり方」浜 矩子氏（宇都宮市）

3 しもつけフェスティバル

4 **キンボール大会開会式(薬師寺小)**

10 市川房枝記念会連続講座日本社会を考える「アフガン・タリバン」多谷千賀子氏（東京）

16 帰省（日立市、法事）／水源ネット打合会（宇都宮市）

18 **市議会「東北・北海道豪雨被災者への義援金街頭募金活動(道の駅しもつけ)**

20 やよい会・小山広域保健衛生組合南部清掃センター見学（野木町）

24 **グリムの森オープニング式典**／上古山湿地観察会

25 「不思議なクニの憲法」上映会実行委員会

26 都市計画マスタープラン改定地域別懇談会（南河内西部地域）（GT コミセン）‥**参加者は1人だけ!!**

30 ディサービスクローバー祇園第１回運営推進会議

8 月以来、韓国スタディツアー報告書・女性展望・議会だより第 42 号・村尾市議会報告 No44 の原稿書き。



■***あれこれ***　■7月の議会第1回臨時会では仁良川地区の雨水排水管渠布設工事について工事請負契約を議決した。全会一致で可決。■庭仕事にご無沙汰して、クモの楽園に。私も度々捕まる。

ドキュメンタリー映画鑑賞会　参加自由

不思議なクニの憲法～声を上げる私たち～

インタビューを通して憲法を考えます。

登場する人：瀬戸内寂聴・長谷部恭男・孫崎 享・赤松良子・船田 元・三浦陽一・伊勢崎賢治の各氏ほか多数

日時：12月3日(土)　午後2時～

会場：生涯学習情報センター・研修室

参加費：資料代500円

主催：「不思議なクニの憲法」上映会実行委員会